福　指　第1998号

　令和６年２月26日

指定障害児通所支援事業者　様

　寝屋川市福祉部指導監査課長　谷口　隼人

　　　児童発達支援及び放課後等デイサービス事業における自己評価結果

等の公表及び届出等について（通知）

　日頃から当市の福祉行政の推進に御理解、御協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

保健福祉部保健福祉総務課

担当：大塚　内線623646

　さて、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所については、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員設備及び運営に関する基準」の規定において、自己評価及び保護者評価(以下「自己評価結果等」といいます。)を行い、その結果と改善内容を公表することが義務付けられております。

つきましては、自己評価結果等の公表について、下記の要領にて届け出ていただきますようお願いいたします。

なお、自己評価結果等の公表方法及び公表内容について適切な届出がなされていない場合は、減算が適用されることとなりますことを申し添えます。

また、令和６年４月１日からの制度改正等の概要、注意点等を添付しておりますので、併せてご確認お願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

**１　届出対象者**　児童発達支援、放課後等デイサービスの事業者

**（令和５年４月１日以前に指定を受けた事業所に限ります。）**

**２　届出期限**　令和６年５月17日（金）

**３　提出書類**

　　公表している自己評価結果及び保護者評価結果（**原則、サービスごと**）

**４　提出方法**

　　市ホームページ上専用フォームから提出してください。（ページID5329）

　　　　　　　　　　　　　　　問合先　寝屋川市福祉部指導監査課　宮﨑

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　072-812-2027